

遊佐町告示第3号

入札公告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び遊佐町契約に関する規則（昭和39年3月28日規則第2号）第15条の2の規定に基づき公告する。

令和8年1月16日

遊佐町長 松永 裕美

記

1. 入札に付する事項

(1) 工事名／遊佐パーキングエリアタウン事業 新道の駅鳥海 建築工事

(2) 工事場所／遊佐町北目字田屋敷地内

(3) 工事概要／建築工事

本体棟／構造：鉄骨造 階数：2階建て

建築面積：2,586.35 m² 延床面積：2,917.98 m²

防災倉庫棟／構造：鉄骨造 階数：平屋建て

建築面積：87.04 m² 延床面積：87.04 m²

屋根付き駐車場／構造：鉄骨造 階数：平屋建て

建築面積：162.30 m² 延床面積：138.16 m²

設備配管用上屋／構造：鉄骨造 階数：平屋建て

建築面積：15.00 m²

多目的広場・外構／面積：14,450 m²

※駐車場工事（面積：約20,000 m²）は令和8年度に別途一般競争入札予定

(4) 工事期間／着工の日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 事務局／企画課PAT整備推進室

2. 参加資格に関する事項

(1) 本工事は、町内建設業者と管内建設業者（酒田飽海区域内）による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）における施工とする。

(2) 共同企業体にあっては構成員数を2社又は3社とし、構成員に必ず遊佐町内に本社を有する企業が含まれていることとする。

(3) 共同企業体の代表者は次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ①酒田市内に本社を有し、かつ、本告示日の前日までに遊佐町契約に関する規則第15条第1項に規定する入札参加登録簿に記載されていること。
- ②建設業法に基づく特定建設業（建築一式工事）の許可を有し、遊佐町建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件に関する規程（平成13年4月20日訓令第7号）に基づく令和7年度格付けで、建築一式工事でAであること。
- ③次に掲げる要件を全て満たす技術者を専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、技術者と現場代理人は兼任することができるものとする。
 - ア 一級建築士、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - イ 建築工事業に係る監理技術者資格証を有し、監理技術者講習を受講していること。
 - ウ 所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係であり、入札の申込のあつた日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。
- ④遊佐町競争入札参加資格者指名停止要綱（平成19年4月1日告示第33号）に基づく指名停止措置を入札の日までの期間において受けていないこと。
- ⑤その他建設業法等の法令・規則等に違反していないこと。

（4）共同企業体の構成員は次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ①遊佐町内に本社を有し、かつ、本告示日の前日までに遊佐町契約に関する規則第15条第1項に規定する入札参加登録簿に登録されていること。
- ②建設業法に基づく建設業（建築工事）の許可を有し、遊佐町建設工事の請負に係る競争入札の参加資格の要件に関する規程（平成13年4月20日訓令第7号）に基づく令和7年度格付けで、建築一式工事でB又はCであること。
- ③次に掲げる要件を全て満たす技術者を専任で配置できること。
 - ア 一級建築士、1級建築施工管理技士、二級建築士、又はこれらと同等以上の資格を有すること。
 - イ 所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係であり、入札の申込のあつた日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。
- ④遊佐町競争入札参加資格者指名停止要綱（平成19年4月1日告示第33号）に基づく指名停止措置を入札の日までの期間において受けていないこと。
- ⑤その他建設業法等の法令・規則等に違反していないこと。

（5）共同企業体の出資比率については、構成員の数に基づき出資比率を2社の場合は1社あたり30%以上、3社の場合は1社あたり20%以上とする。

3. 入札参加資格確認申請に関する事項

（1）入札参加資格確認申請の受付期間／
令和8年1月16日（金）から2月13日（金）まで

(2) 場所／遊佐町役場総務課財政係

(3) 申請書及び添付書類／

アからカまでの書類を構成員全員分提出すること。

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 同申請書の写し（受領証用）

ウ 「総合評定値通知書（経審）」（1年7月以内のものでかつ直近のもの）の写し

エ 配置予定技術者調書（様式第2号）

オ 配置予定技術者の保有資格を証明する書面（写し）

カ 特定建設工事共同企業体協定書（任意様式）

(4) 入札参加資格確認申請書及び添付書類の作成および提出に係る費用は提出者の負担とする。

(5) 入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出は、本公告の3(2)で指定した提出場所へ持参により提出すること。郵送または電送による提出は不可とする。

(6) 提出受付期間以降における入札参加資格確認申請書及び添付書類の差替え及び再提出は認めない。

4. 入札参加者の決定

(1) 入札参加者の決定及び通知／入札参加資格確認申請書と添付書類等を審査のうえ入札参加者を決定し、入札参加資格審査結果通知書（様式第3号）を電子メールにより令和8年2月17日（火）まで通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等／遊佐町条件付き一般競争入札実施要綱（令和8年1月13日告示2号）第7条第4項に基づき実施すること。

5. 設計図書の配付及び質問回答に関する事項

(1) 設計図書等の配付及び場所

①期間／令和8年2月17日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

②場所／遊佐町役場総務課財政係

③設計図書の配付／入札参加資格が認められた者に対して、DVD-Rにより配付する。

④週休2日確保工事／本工事は、建設業における働き方改革に資する取組として、「月単位の週休2日を確保する発注者指定型の週休2日確保工事」であり、予定価格の算定にあたり月単位の4週8休以上の現場閉所率による経費の補正を行っている。

(2) 質問受付期間／本公告の日から令和8年2月27日（金）午後5時まで

(3) 質問の回答／本公告の日から令和8年3月13日（金）午後5時まで

(4) 質問方法／任意の様式により遊佐町役場企画課PAT整備推進室に提出すること。

6. 入札の執行について

- (1) 執行方法／本入札は、遊佐町契約に関する規則及び遊佐町条件付き一般競争入札実施要綱（令和8年1月13日告示2号）に基づき執行する。
- (2) 入札日時／令和8年3月25日（水）午前9時30分
- (3) 入札場所／遊佐町役場第1会議室
- (4) 入札保証金／免除
- (5) 契約保証金／要（契約金額の10分の1に相当する額）
- (6) 入札に関する条件／
- ①入札金額は、税抜き金額とする。契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- ②入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状を提出すること。
- ③入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- ④入札書の提出と同時（1回目の入札に限る）に、当該入札書に記載された金額の算定根拠となった工事内訳書を提出すること。
- ⑤工事内訳書は指定された書式以外は認めないものとする。
- ⑥工事内訳書を提出しないときは、入札を無効とする。
- ⑦工事内訳書に記載された内容に調査の必要が生じたときは、聴き取りができるものとする。
- ⑧次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
- ア 入札公告に示した競争入札参加の資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時に入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- イ 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした入札
- ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
- エ 記名押印をしていない入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- ケ 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者の入札
- ⑨本入札は、遊佐町公共工事の入札及び契約の適正化に係る事務取扱規程（平成13

- 年4月20日訓令第6号)に基づき最低制限価格を設定する。
- ⑩落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- ⑪落札者は、契約締結後1箇月以内に建設業退職金共済組合にかかる掛金収納書を提示すること。
- ⑫入札参加の決定後に入札を辞退する場合は、入札辞退届(任意様式)を事務局に提出すること。
- ⑬入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。
- ⑭天災、地変等で入札執行が困難な場合や、その他の事由で正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合は入札を延期、中止することがある。

7. 落札者の決定方法

- (1) 最低制限価格制度の対象となる入札については、最低制限価格を下回った場合、当該入札をした者を落札者とはせず、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2名以上いる場合には、直ちに当該入札者によってくじ引きを行い落札者を決定する。

8. 契約及び支払い条件に関する事項

- (1) 契約締結の時期は、4月下旬頃の予定とする。
- (2) 本入札における契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月25日条例第7号)の規定により、4月下旬頃に開催を予定している遊佐町臨時議会の議決を得たときに効力を発生する。なお、否決された場合には契約締結が成立しないものとし、かつ、このことにより落札者に損害が生じた場合についても、本町は一切その賠償の責を負わない。
- (3) 前払金／あり(工事契約額の10分の4に相当する額)。
- (4) 部分払／あり回数:工事契約約款による。

9. その他

本公告に基づく入札参加申請書等の提出書類の様式については、遊佐町役場総務課に置くほか、町のホームページにも掲載するものとする。